

金武町複合庁舎建設ネットワーク構築設計業務  
仕様書

令和6年8月

金武町

## 金武町複合庁舎建設ネットワーク構築設計業務

### 1. 目的

本業務は、令和8年度中開庁予定の新庁舎におけるネットワーク環境を新たに構築するものである。新庁舎ネットワークでは、総務省が示す「自治体情報システム強靱化向上モデル」に基づいたセキュリティを確保することや、新庁舎移転後のスマートな執務環境の実現に向けペーパーレス化による行政事務の電子化をはじめとする事務の効率化、自治体情報システムの標準化・共通化等、近年の高度化・複雑化するネットワーク要件への対応が必要となる。また、本町では各部署が管理する独立した個別システムが多数存在しているため、システム管理者の負担は増加する傾向にあり、運用の集約化及び簡素化についても喫緊の課題である。

このことから、新庁舎ネットワークについては、強固なセキュリティを確保するとともに、シンプルで将来実施されるシステムの追加や変更等に柔軟に対応できることや、維持管理の省略が可能なネットワークとすることで、行政事務の効率化や住民サービスの向上を図るとともに、災害時においても継続して稼働できるネットワークを構築することを目的として本業務を行うものである。

### 2. 業務概要

#### 2.1. 業務名

金武町複合庁舎建設ネットワーク構築設計業務

#### 2.2. 履行場所

金武町内（金武町役場（本庁舎及び出先機関）

#### 2.3. 契約期間

構築・設計 契約締結の日から令和7年3月31日まで

※業務期間については、今後の進捗により変更となる可能性がある。

#### 2.4. 業務範囲

本業務に係る業務内容については、全体管理業務、現行ネットワーク調査業務、設計業務、金武町総合保健福祉センター仮設庁舎ネットワーク構築・移行業務の4種類に分類する。

##### (1) 全体管理業務

作業実施計画書の作成、進捗管理、品質管理、課題管理等を実施し、プロジェクトの包括的な管理を行うこと。具体的な要求仕様については、「6.1. 全体管理業務要件」に記載する。

## (2) 現行ネットワーク調査業務

現庁舎（出先機関含む）のシステム・ネットワーク環境（マイナンバー利用事務、LGWAN 接続系、インターネット接続系、個別システム、電話設備）の調査・関係者へのヒアリング等を実施し、現行ネットワークの構成、システム要件等を明らかにすること。具体的な要求仕様については、「6.2. 現行ネットワーク調査業務要件」に記載する。

## (3) 設計業務

現行ネットワーク調査結果を基に、現行システム稼働における通信要件を全て履行できる設計とし、新庁舎ネットワークにて稼働するサーバ群及びクライアントの要件を確認した上で、適正なネットワーク及びセキュリティ対策を考慮した設計を行い、電話設備、監視カメラ、入室管理システムも設計に含める。

また、LAN 配線工事等は本業務の対象外となるが、構築に必要な配線は指示書を作成すること。具体的な要求仕様については、「6.3. 設計業務要件」に記載する。

## (4) 金武町総合保健福祉センター仮設庁舎ネットワーク移行・構築業務

金武町複合庁舎の建設に伴い、建設地である金武町総合保健福祉センターは令和7年度より仮設庁舎への移転が決定していることから、令和6年度中に仮設庁舎を建設予定である。その仮設庁舎において、滞りなく業務が行えるよう、構築・移行業務を実施すること。

## 2.5. 納品成果物

表1「納品成果物」の提出時期及び数量については、発注者と協議の上決定すること。

表1「納品成果物」

No	成果物	内容
全体管理業務		
1	作業実施計画書	全体スケジュール、体制表、レビュー計画、マイルストーン等を記載すること。
2	課題管理表	発注者及び受注者で発生した課題について、対応期限、対応者、リスク、検討結果等を記載すること。
3	打合せ議事録	各打合せの議事録等を作成すること。
現行ネットワーク調査業務		
1	現行ネットワーク構成図	現行ネットワークの調査をした上で、個別システムのネットワークと電話設備を含めた、新庁舎構築・移行に影響する現行の網羅的なネットワーク構成図を作成すること。
2	現行 IP アドレス表	新庁舎構築・移行で現行 IP アドレスから変更した場合の影響がわかるように、個別システムを含めた現行の IP アドレ

		ス表を作成すること。
3	現行ネットワークルーティング設計書	新庁舎構築・移行におけるルーティング設計を行う上で、現行のルーティング設計（ポリシーベースルーティング等を含む）を記載すること。
設計業務		
1	ハードウェア等調達仕様書	新庁舎ネットワーク構築に必要なハードウェア等の調達仕様・条件等を記載すること。  ファイアウォール、コアスイッチ、サーバスイッチ、フロアスイッチ、エッジスイッチ、無線アクセスポイント 端末認証サーバ、電話設備、監視カメラ、入室管理システム 各スイッチ及びサーバ等の収納ラック
2	配線敷設指示書	新庁舎の穿孔工事業者向けに、ケーブルの調達・敷設に関する設計書・条件・配線図等を作成すること。
3	機器一覧	新庁舎において、導入する機器種別やハードウェア・ソフトウェア、サポート期限等を一覧化し記載すること。
4	機器設置図	新庁舎、出先機関を含めた機器設置箇所、ラック内設置箇所を記載すること。
5	基本設計書	ネットワーク基盤の位置づけや新規システムを收容する場合にどの基盤に收容するか等のポリシー・ルールを記載すること。
6	詳細設計書	基本設計書に基づき、ネットワーク機器のパラメータ設定根拠やアクセス制御リスト（ACL（Access Control List））等の通信制御ポリシー等を記載すること。
7	新庁舎ネットワーク構成図	個別システムのネットワーク、電話設備、監視カメラ、入室管理システムを含めた、新庁舎のネットワーク構成図を記載すること。
8	新庁舎 IP アドレス表	新庁舎でのサーバ・端末セグメントや IP アドレス表アドレス採番ルール等を記載すること。
9	新庁舎ネットワークルーティング設計書	セキュリティゾーン（マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系、外部ネットワーク、DMZ 等）が異なる場合のルーティング設計や新規通知要件発生時における機器設定変更箇所等を記載すること。
10	監視設計書	監視機器対象、監視項目、ポーリング間隔等を記載すること。

## 2.6. その他

- (1) 受注者は、本業務に係る費用の一切を含むものとして契約すること。そのため、本業務の履行に係る作業場所及び什器等並びにハードウェア及びソフトウェア等の作業環境は受注者側の負担で用意するものとする。
- (2) 本仕様書に定義する各種要件仕様を満たす範囲において、より信頼性や柔軟性に優れた構成案がある場合には、その内容及び当該案との違いを提案書にて説明すること。

### 3. 全体スケジュール

全体スケジュールは表2のとおり。受注者は必要に応じて、複合庁舎建設実施設計者（建築）と日程等を調整し、赤字にて示している本業務を遅滞なく進めることとする。

表2 全体スケジュール（予定）

		令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4
建築設計業務	実施設計		▶											
本体工事	福祉センター解体工事				▶									
	建築・造成等工事					▶								
	移転													
本業務	現行調査・設計		▶											
	仮設庁舎ネットワーク構築・移行				▶									
発注予定業務	構築移行業務									▶				
	保守運用												▶	

### 4. 現行ネットワーク概要

本町のネットワーク系統は、表3のとおり大きく5つに分離されている。

表3 現行ネットワーク系統一覧

No	ネットワーク系統	概要
1	マイナンバー利用事務系	住民情報・税務・介護/福祉/子育て等機関業務系システムに接続する。
2	LGWAN系	人事給与・財務会計・水道料金等の内部情報系システ

		ムに接続する。
3	インターネット系	北部広域経由でインターネットに接続する。
4	個別システム系	個別にネットワークを配置して、ローカル環境・専用回線・インターネットにて使用する。(戸籍、国保、防災システム等)
5	教育系	学校職員用の事務システム等に接続する。
6	その他	上記以外でシステム移行等が必要なもの。

## 5. 新庁舎ネットワーク構築の基本要件

新庁舎ネットワークは、通信の中核となる為、高い耐障害性と耐災害性、強固なセキュリティ対策、今後も発生すると考えられる将来的なネットワーク要件の変更に柔軟な拡張性を備える必要があるため、以下を基本（必須）要件とする。

- (1) 総務省の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準拠し、現行同様にマイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系の論理的に独立した3層のネットワーク構成とし、強固なセキュリティ対策を備えること。
- (2) 現行ネットワークで稼働中の既存システムがすべて問題なく稼働できること。
- (3) 24時間365日の安定稼働が継続可能な高性能・高信頼性のネットワークであること。
- (4) ネットワーク管理者の管理・運用・庁内ネットワークのトラブルシューティングに係る負荷を低減するシンプルなネットワークであること。
- (5) 各個別システムの管理・運用の向上及び通信量の増加等に柔軟に対応ができるネットワークであること。
- (6) 来庁者の利便性及び職員の業務効率が向上するネットワークであること。
- (7) 運用後にセキュリティ等の新たな機能や機器の追加が容易に行えるネットワークであること。

※新庁舎ネットワーク構成は本業務の基本・詳細設計により決定する。

## 6. 業務内容に関する要件

### 6.1. 全体管理業務要件

- (1) 委託する業務範囲は、本業務に関する契約期間にわたる全ての作業工程における管理業務全般とする。
- (2) 受注者は、本業務の遂行にあたり、本町及び各事業者との間で生じる各種調整事項について、積極的に協力・調整を行うこと。特に、現行ネットワーク保守業者や回線業者、庁内ネットワーク上で稼働する全ての現行システム保守業者等と

十分な調整を図ること。

- (3) 構築・移行業務を想定した既存システムのテスト等において、関係事業者に作業等依頼する必要がある場合は、発注者と調整すること。
- (4) 本仕様書に記載がない事項であって、本業務の遂行、新庁舎ネットワーク及びシステムの安定稼働、個別システム・ネットワークとの接続を想定した場合に必要なと認められる対応については、発注者と協議・検討の上実施すること。
- (5) 発注者から本業に係る技術的な助言を求められた際は、速やかに対応し、回答を行うこと。また、受注者は業務に係るネットワーク構築に必要な技術動向、製品動向等の情報を積極的に提供すること。
- (6) 受注者は、本仕様書の対象業務及び利用する技術に関する十分な知識、理解及び経験のある作業者を配置し、従事させること。

#### 6.2. 現行ネットワーク調査業務要件

- (1) 現庁舎のネットワーク、各システム、個別システム、電話設備に関して現状調査・分析を実施し、課題の抽出を行うこと。
- (2) 現在のネットワーク、システムに関する把握している情報（IP アドレス等）については調査時に提供する。提供した情報を参考に、システム保守業者等へのヒアリングや現地調査を実施すること。
- (3) 各個別システムが必要とする VLAN 種別、帯域、回線種別(WAN・VPN)等を確認し、要件として整理すること。
- (4) 課題抽出については、現庁舎の各セグメントにおける有線/無線 LAN 及びネットワーク機器、稼働する全てのシステム、各課が個別で契約する通信回線及び機器を対象とすること。
- (5) 現状調査・分析の際は、各課と協議の上、統合や廃止可能な回線・ネットワーク機器を整理すること。

#### 6.3. 設計業務要件

- (1) 基本設計で必要と考えている事項を以下の通り示す。
  - ①IP アドレス設計
  - ②ルーティング設計
  - ③物理構成設計
  - ④論理構成設計
  - ⑤情報セキュリティ設計
  - ⑥移行設計
  - ⑦運用設計
  - ⑧設置設計

- ⑨可用性設計(機器/経路)
  - ⑩電話設備(IP-PBX)・監視カメラシステム・入退室管理システム・出出勤システム
- (2) 詳細設計では、基本設計を基に新庁舎ネットワークで運用される各機器等の主要な設定項目について設定内容の方針や理由を記述すること。
- ①導入ネットワーク機器の物理・論理設計 (VLAN、ACL 等)
  - ②導入システムの物理・論理設計
- (3) 関係する既存システムとの調整では、既存システム単位に詳細な事前調整を行い、要件を整理した上で設計承認を得た後に構築・移行を進めること。以下に既存システムとの調整が必要と考える事項を示す。
- ①各既存システムが接続するネットワーク系統 (マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系、個別システム) 必要帯域等について確認すること。
  - ②各既存システムの IP アドレスを確認し、調整すること。
  - ③各既存システムの情報セキュリティポリシー要件 (通信元端末の限定等) を確認し、必要な設計を行うこと。
  - ④各既存システムのパラメータ設計支援 (DNS、NTP 等) を行うこと。
  - ⑤現行ネットワークで接続している LGWAN 専用線、沖縄県情報セキュリティクラウド専用線等の接続について、現行ネットワーク保守業者、沖縄県との調整の上、必要な技術支援と対応を行うこと。
  - ⑥その他、新庁舎において業務上必要と認められるネットワークや回線 (WAN/VPN) 等について、技術支援と対応を行うこと。
  - ⑦移転対象ネットワーク及び移転対象システムについて、本町、該当システム事業者、ネットワーク事業者と事前に協議の上、新庁舎向けのネットワーク設計及び構築に反映すること。

## 6. 実施手法

- (1) 本業務は、複合庁舎建設実施設計業務 (建築) と並行して進めるものであり、町及び実施設計者との十分な連絡調整を行いながら進めること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、「作業計画表」に基づき、町と実施設計者と協議の上、役割分担等の明確化を図り、効率的な業務の遂行に努めること。
- (3) 本業務における安全・衛生対策については、関係諸法令を遵守すること。また、作業の安全及び環境にも配慮すること。
- (4) 本業務の実施においては、町の所有する建物、設備及び機器等に損害を与えないよう配慮すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗に応じて、業務内容に記載の区分ごとかつ定期的に報告を行わなければならない。

## 7. その他

- (1) 本業務を受託した者が誠実に本業務を遂行した場合は、今後予定している構築・移行業務の随意契約についての協議を検討する。
- (2) 本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、町の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務を遂行するにあたり、業務の全てを実施体制表以外の特定の業者に再委託してはならない。
- (4) 本仕様に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、町と受託者と協議の上、業務を遂行するものとする。
- (5) 企画提案を行った項目やプレゼンテーション及びヒアリングの内容については、町と協議の上、特記仕様に加えるものとする。

## 8. 連絡先（担当）

金武町役場 複合庁舎整備推進課（担当：吉田、仲間）

〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地

Tel : 098-968-6077 Fax : 098-968-2475

E-mail: fukugochosha@town.kin.lg.jp